

目次

第1章	総論	1
第1	はじめに	2
1	金融商品取引被害とは	2
(1)	「金融商品」とは	2
(2)	被害	2
2	投資者保護と金融商品取引業者の誠実公正義務・適合性原則 (遵守義務)	4
(1)	金融商品取引業者の地位	4
(2)	IOSCO 7原則	5
(3)	誠実公正義務・適合性原則 (遵守義務)	6
第2	被害の実態と背景	7
1	被害の意味と実態の捉え方	7
(1)	被害の意味	7
(2)	被害の実態の捉え方	7
(A)	被害の公表データ	7
(B)	金融商品取引業者の苦情相談窓口	8
(C)	監督官庁	8
(3)	本項末尾掲載の別表データ	8
2	被害の実態	9
(1)	弁護士会の投資被害に対する110番等	9
(A)	証券取引110番	9
(B)	外債・外国投信・投資信託110番〔1999年〕	10
(C)	株・投信・社債110番〔2000年〕	10
(D)	先物・オプション・為替証拠金取引110番〔2004年〕	10
(E)	金融商品110番〔2005年以降〕	10
(2)	弁護士会の110番に訴えのあった被害事例	11
(A)	被害事例①——投資信託・ワラント	11
(B)	被害事例②——株の信用取引	11
(C)	被害事例③——公社債投信	11

(D) 被害事例④——転換社債	11
(E) 被害事例⑤——転換社債・外債	11
(3) 裁判例	12
(4) 被害の種類	12
(A) 適合しない取引を勧誘	12
(B) 取引内容に関する説明がない勧誘	12
(C) 断定的な判断の提供による勧誘	12
(D) リスクを隠蔽する勧誘	13
(E) 無断売買	13
(F) 一任売買	13
(G) 過当売買	13
(H) その他	13
(5) 1990年代後半の被害実態	13
(A) 被害の概要	13
(B) 信用リスクの現実化	14
(C) 株の無価値化	14
(6) 最近の被害実態（2000年代）	14
(A) 規制緩和にかかわる被害	14
(B) ネット取引にかかわる被害	15
(C) 市場の不正による被害	15
(D) 未公開株にかかわる被害	15
(E) 投資名目による詐欺被害	16
3 被害の背景	17
(1) ノルマ偏重主義、大口顧客優遇傾向	17
(2) 保護預り制度・保管振替制度と電話勧誘	17
(3) 不公正な市場	18
(4) 業者リスク	18
(5) 証券会社や銀行に対する信頼	19
(6) 新しい金融商品による被害の背景	20
(7) 高齢者の投資被害	21
第3 金融商品取引法制	34

1	金融取引に関する法規制の全体像	34
2	全体像の解説	35
3	関連法の整理	36
4	監視監督体制	37
	(1) 金融庁等	37
	(2) 証券取引等監視委員会	38
第4	金融商品取引法	39
1	概要と改正の経過	39
	(1) 概要	39
	(2) 改正の経過	39
2	対象範囲	41
	(1) 「有価証券」	41
	(2) 集団投資スキーム	42
	(3) デリバティブ取引	44
3	企業内容の開示制度	46
	(1) 位置づけ	46
	(2) 開示制度の意義	46
	(3) 金融商品の特性に応じた開示制度	46
	(4) 発行開示	47
	(5) 継続開示	47
	(6) 開示義務違反	48
	(A) 刑事責任（罰則の強化）	48
	(B) 課徴金	48
	(C) 民事責任（損害賠償責任）	48
4	参入規制——業の登録	49
	(1) 概要と共通拒否事由	49
	(2) 各業の内容	50
	(A) 第一種金融商品取引業	50
	(B) 第二種金融商品取引業	50
	(C) 投資助言・代理業	50
	(D) 投資運用業	51

(3) 登録の意義と違反の対処	51
(4) 適格機関投資家等特例業務	52
(5) 投資型クラウドファンディング	53
5 行為規制	54
(1) 行為規制の概要	54
(A) 金融商品取引業一般に共通する行為規制	54
(B) 投資助言葉の特則	55
(C) 投資運用業の特則	55
(D) 有価証券等管理業務の特則	55
(E) 弊害防止措置	55
(F) 金融商品仲介業の行為規制	56
(G) 信用格付業の行為規制	56
(2) 広告規制	56
(3) 勧誘制限	57
(A) 勧誘禁止（金商法38条4号～6号）	57
(B) 適合性の原則（金商法40条1号）	59
(4) 書面交付義務と説明義務、クーリング・オフ	60
(A) 契約締結前の書面交付義務（金商法37条の3）	60
(B) 契約締結時書面交付義務（金商法37条の4）	61
(C) 保証金受領書面交付義務（金商法37条の5）	62
(D) 違反の効果	62
(E) 説明義務（金商法38条8号、金商業等府令117条1号）	62
(F) クーリング・オフ（金商法37条の6）	62
(5) 不当勧誘禁止	62
(A) 虚偽告知の禁止（金商法38条1号）	62
(B) 断定的判断の提供・確実性誤解告知を伴う勧誘の禁止（金商 法38条2号）	63
(C) その他の不当勧誘禁止（金商法38条8号、金商業等府令117 条1号～34号）	63
(6) 内閣府令で定める状況の禁止	63
(7) 損失補てん禁止と事故確認制度	64

(8) 分別管理されていない場合の売買禁止	65
(9) プロ・アマ区分と行為規制	65
(10) 投資性の高い契約への準用	66
6 自主規制機関等	67
7 安全ネット（投資者保護基金）	67
8 金融商品取引所	68
9 有価証券取引の規制	69
10 金融 ADR	69
第5 金融商品の取引と消費者契約法	70
1 概要	70
2 不実告知を理由とする取消し	70
(1) 勧誘	70
(2) 不実告知	71
(A) 「重要事項」	71
(B) 「事実と異なること」	73
(C) 金融商品における「告げる」	73
(3) 誤認	73
(4) 因果関係	73
3 不利益事実不告知を理由とする取消し	73
(1) 勧誘	74
(2) 利益告知	74
(3) 不利益事実不告知	74
(4) 誤認	76
(5) 因果関係	76
4 断定的判断の提供を理由とする取消し	76
(1) 勧誘	76
(2) 断定的判断の提供	76
(A) 「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるもの に関し」	77
(B) 「将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取る べき金額その他の将来における変動が不確実な事項」	77

(C) 「断定的判断の提供」	77
(3) 誤認	78
(4) 因果関係	78
(5) 消費者契約法で断定的判断提供を伴う勧誘につき取消しできる こととした意義	78
(6) 裁判例	79
5 金融商品の取引と取消しの効果	79
(1) 金融商品の取引を取り消した場合の特徴	79
(A) 第三者がかかわる場合	80
(B) 配当や金利	80
(2) 事故確認制度との関係	81
第6章 金融商品販売法	81
1 概説	81
(1) 金融商品取引法と金融商品販売法	81
(2) 金融商品販売法の概要	82
(3) 目的	83
2 対象	83
3 説明義務と損害賠償（金販法3条・5条～7条）	84
4 断定的判断提供・確実性誤認告知と損害賠償（金販法4条・5 条～7条）	85
5 民法の適用（金販法7条）	85
6 勧誘方針策定公表義務等（金販法8条～10条）	86
7 裁判例	86
第7章 被害救済の法理論	86
1 被害救済の法理論に二つの道	86
2 契約の拘束からの解放（不存在・不成立・無効・取消し・解除 等）	87
(1) 契約の拘束からの解放とその形	87
(2) 拘束からの解放の意義	89
(3) 解放の形と裁判例	89
(A) 不存在	89

(B) 不成立	89
(C) 無効	89
(D) 取消し	90
(E) 解除	90
(F) 信義則による請求権の否定・制限	91
3 損害賠償請求	91
(1) 不法行為に基づく損害賠償請求	91
(2) 金融商品販売法等に基づく損害賠償請求	92
(3) 金融商品取引法の位置づけ	92
4 請求原因の観点からの整理	92
(1) 概要	92
(2) 適合性原則違反	93
(3) 説明義務違反	95
(A) 概要	95
(B) 消費者契約法と説明義務	95
(C) 民法上の説明義務	95
(D) 金融商品販売法における説明義務	97
(4) 断定的判断提供	98
(5) 確実性誤解（誤認）告知	98
(6) 不実告知	98
(7) 選択の際に考慮すべき要素	98
(A) 過失相殺	98
(B) 時効	99
(C) 遅延損害金等の起算日、利率	100
(D) 立証の容易さ	101
(8) 使い方	101
(9) 損害論	101
(A) 損益相殺	101
(B) 損益相殺と過失相殺の順序	102
(10) その他の論点	102

第2章	金融商品取引と損害賠償法	103
第1	投資者保護と自己責任原則	104
1	投資者保護の必要性	104
2	自己責任原則の意味	105
(1)	問題の所在	105
(2)	学説の展開	105
(3)	判例法理	107
(A)	端的に証券会社の注意義務の履行が自己責任の前提である 旨を明らかにするアプローチをとった裁判例	107
(B)	配慮義務構成により自己責任による取引実現を注意義務の 内容とするアプローチをとった裁判例	108
(C)	その他の裁判例にみる自己責任原則	108
(4)	説明義務、適合性原則違反との関係	110
(A)	説明義務における顧客の「理解」	110
(B)	適合性原則の前提としての自己責任原則	110
(5)	金融商品販売法、金融商品取引法との関係	111
(6)	過失相殺との関係	112
(7)	小括	112
第2	被害救済のための法律構成	113
1	不法行為構成	113
(1)	意義と現状	113
(2)	違法性の考え方	114
(A)	社会的相当性論と裁判例の蓄積	114
(B)	証券取引法規と違法性	114
(C)	一連一体の違法（合わせて一本）の構成	116
2	債務不履行構成	117
(1)	意義と留意点	117
(2)	証券取引被害の裁判例における債務不履行構成	118
3	錯誤無効等の構成	119
第3	因果関係	120

1	違法行為と損害の因果関係	120
(1)	違法勧誘と投資者の意思決定への影響	120
(2)	相場変動による損害	123
(3)	信用リスクと因果関係	125
2	損害の拡大と因果関係	126
(1)	問題の考え方	126
(2)	裁判例	128
(3)	証券を保有したままでの提訴	131
第4	損害	133
1	損害論	133
2	損害の発生時期	134
(1)	遅延損害金の起算点	134
(2)	過失相殺との関係	135
3	損益相殺等による損害額の減額	137
(1)	一連の取引についての損益相殺（損害額の減額）	137
(2)	源泉徴収額の控除の可否	138
4	得べかりし利益	139
(1)	無断売却、注文不履行と得べかりし利益	139
(2)	その他の事案における得べかりし利益	141
第5	過失相殺	142
1	証券取引被害における過失相殺	142
2	自己責任原則と過失相殺	143
3	実務的観点からみた過失相殺への対処	144
4	裁判例	146
(1)	投資者の請求を認容した裁判例と過失相殺割合	146
(2)	過失相殺を行わなかった主な裁判例	147
第6	消滅時効	149
1	不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点	149
(1)	起算点の基本的な考え方	149
(2)	一連の取引における起算点	149
(3)	「知った時」の認定と起算点	150

2 債務不履行構成と消滅時効	152
(1) 起算点	152
(A) 問題の所在と基本的な考え方	152
(B) 裁判例	153
(2) 時効期間	154
(A) 問題の所在と基本的な考え方	154
(B) 裁判例	155
第7 損失補てん等の禁止と損害賠償	156
1 はじめに	156
2 損失補てん等の禁止（金商法39条）	156
(1) 損失補てん等の禁止の制度	156
(2) 損失補てん等の禁止と投資者の損害賠償請求	158
(3) 損害賠償請求の方法	159
第3章 違法行為の類型	161
第1 適合性原則違反	162
1 意義と実質的根拠	162
2 金融商品取引法における適合性原則	163
(1) 金融商品取引法40条1号	163
(2) 金融庁の監督指針	164
(3) 日本証券業協会の自主規制規則	164
(4) 違反の効果	165
3 他の原則との関係	165
(1) 顧客を知るべき原則（know your customer rule）との関係	165
(2) 誠実公正義務との関係	165
(3) 助言義務・警告義務との関係	165
4 私法原理としての適合性原則	166
5 裁判例にみる適合性原則	167
(1) 平成17年最高裁判決	167
(A) 事案の概要	167
(B) 著しく逸脱	168

(2) 株式取引	169
(3) 投資信託	173
(4) 転換社債取引	175
(5) ワラント取引	175
(6) オプション取引	176
(7) 仕組債	176
(8) 匿名組合	178
第2 説明義務違反	179
1 はじめに——信義則上の説明義務と金融商品販売法上の説明義務	179
2 説明義務の根拠	180
(1) 実質的根拠	180
(2) 法令上の根拠	181
(A) 民法1条2項(信義則)等	181
(B) 金融商品取引法上の説明義務に関する定め(金商業等府令117条1項1号)	182
(C) 金融商品取引法における説明義務に関連するその他の規定	182
(3) 説明義務と自己責任原則および適合性原則との関係	183
(A) 自己責任原則との関係	183
(B) 適合性原則との関係	183
(C) 「助言義務」との関係	184
(4) 金融商品取引法上の説明義務、金融商品販売法上の説明義務との関係	185
(A) 金融商品取引法上の説明義務との関係	185
(B) 金融商品販売法における説明義務との関係	189
(C) 信義則上の説明義務と金融商品取引法・金融商品販売法の説明義務	190
3 説明義務の内容	192
(1) 説明義務の対象ないし範囲	192
(A) 商品特性および取引の仕組み	192
(B) リスクの有無と程度、およびリスクの発生要因	193

(C) 手数料および諸経費	194
(D) 取引形態（相対販売）	194
(2) 説明義務の程度に関する問題	195
(A) 説明書の交付、確認書の徴求と説明義務	195
(B) 理解の要否の問題と裁判例	196
4 裁判例の到達点	198
5 商品ないし取引態様ごとの説明義務の範囲	199
(1) はじめに	199
(2) 信用取引	200
(3) 投資信託	201
(4) 社債	202
(5) ワラント取引（新株予約券証券）	203
(6) その他デリバティブ取引	205
(7) 仕組商品（店頭デリバティブ取引を組み入れた有価証券）	206
(8) 具体的な個々の商品銘柄についての説明義務と裁判例	208
第3 合理的根拠の法理および合理的根拠適合性	208
1 合理的根拠の法理	208
(1) 意義	208
(2) 根拠	209
(3) 投資者側からの反論の必要性と反論の要点	209
(A) 反論の必要性	209
(B) 反論の要点	210
(4) 裁判例と検討	210
2 合理的根拠適合性	214
(1) 意義	214
(2) 根拠	214
(A) 金融庁の監督指針	214
(B) 日本証券業協会の自主規制	215
(3) 違反の効果	216
第4 不当勧誘（断定的判断提供等、不実表示、その他）	217
1 概説	217

(1) 金融商品取引法に規定する不当勧誘	217
(2) 金融商品販売法に規定する不当勧誘	218
(3) 消費者契約法に規定する不当勧誘	218
2 断定的判断の提供等を伴う勧誘	219
(1) 断定的判断提供・確実性誤解告知を伴う勧誘の禁止（金商法38条2号）の意義とその禁止の趣旨	219
(2) 断定的判断の提供等を伴う勧誘の効果	220
(3) 断定的判断の提供を理由に損害賠償を命じた裁判例	220
(4) 断定的判断提供を理由に取消しを認めた裁判例	229
3 虚偽告知、その他の不当勧誘	229
(1) 虚偽告知禁止、その他の不当勧誘禁止の趣旨	229
(A) 虚偽告知の禁止（金商法38条1号）	229
(B) その他の不当勧誘禁止（金商法38条8号、金商業等府令117条1号～38号）	229
(C) 内閣府令で定める状況の禁止	230
(2) 合理的根拠の法理との関係	231
(3) 裁判例	231
第5 損失保証等を伴う勧誘	232
1 損失負担の約束（損失保証）や利益保証（利回保証）を伴う勧誘の禁止	232
2 損失保証や利回保証の効力	234
3 不法行為に基づく損害賠償請求権	235
(1) 不法行為の成立	235
(2) 民法708条類推適用	235
(3) 公平の原則	235
4 不法行為についての裁判例	236
5 公序良俗違反による取引無効	239
6 考察	240
第6 過当取引	240
1 不当な回転売買と過当取引	240
(1) 過当取引の意義	240

(2) わが国における過当取引規制の経緯	241
(3) 金融商品取引法上の規制の必要性	242
(4) 過当取引の認定要素	243
(A) 取引の過当性	243
(B) 回転率の計算方法	243
(C) 口座支配性（取引の主導性）	245
(D) 顧客の被害に対する主観的要素	245
(5) 裁判例にみる過当取引	246
(A) 過当取引の3要件を検討してその違法性を認める判決	247
(B) 顧客に対する誠実義務や利益配慮義務の見地からその違法性を認める判決	254
(C) 3要件を検討するのではなく投資対象商品のリスクの高さや手数料額等を根拠に適合性原則違反の有無に言及する判決	256
(D) その他の判決	258
2 過当取引と損害論	259
第7 助言義務違反	260
1 意義・根拠	260
2 勧誘によらない取引時の助言義務	261
(1) 裁判例	261
(2) 射程距離と展望	262
3 金融商品購入後の助言義務	263
(1) 位置づけと実務上の意義	264
(2) 裁判例	264
(3) 射程距離と展望	266
4 継続的に取引を行っている場合の助言義務（指導助言義務）	267
(1) 裁判例	267
(2) 射程距離と展望	269
第8 一任売買（一任勘定取引）	270
1 意義	270
2 一任売買（一任勘定取引）の弊害	270

3	一任売買（一任勘定取引）に関する法規制の経緯	271
(1)	1991（平成3）年改正	271
(2)	1998（平成10）年改正	272
4	一任売買（一任勘定取引）に関する現行法制	272
5	ラップ口座	273
6	一任売買（一任勘定取引）の私法上の違法性と類型	274
(1)	一任売買の違法性	274
(2)	一任売買の類型	275
7	一任売買（一任勘定取引）の裁判例	276
第9	無断売買	282
1	無断売買の違法性	282
2	無断売買の効果	283
3	無断売買がなされた場合の救済法理	283
(1)	預託金返還請求か損害賠償請求か	283
(2)	預託金返還請求	284
(A)	売買がともに無断の場合	284
(B)	委託を受けて買って（売って）いたものを無断で売った （買った）場合	284
(C)	無断で買った（売った）ものを委託を受けて売った（買 った）場合	285
(3)	損害賠償請求	286
4	無断売買の認定と追認	286
(1)	無断売買の認定	286
(2)	無断売買の追認	287
5	無断売買の立証方法	287
(1)	主張・立証の内容	287
(2)	資料の収集と文書提出命令	288
6	無断売買の裁判例	289
第10	手仕舞い義務違反	297
1	手仕舞い	297
2	手仕舞い義務	297

(1) 反対売買の意思表示	297
(2) 断定的判断の提供による手仕舞い断念	299
(3) 反対売買の意思表示はなくとも手仕舞い義務のあるとき	299
(4) 買替え（乗替え）の申出のあった場合	300
3 特段の意思表示がなくても、信義則上、手仕舞い義務ないし損害 拡大防止義務が認められる場合	300
(1) 顧客に新たな資金を出す意思がない場合	300
(2) 損害拡大防止義務との関係	301
第11 開示義務違反	302
1 総論——ディスクロージャー制度の必要性	302
2 目論見書	304
(1) 意義	304
(2) 目的	304
(3) 記載事項	304
(A) 概要	304
(B) 仮目論見書	305
(C) 販売勧誘資料	305
(4) 目論見書に関する義務	305
(A) 作成義務	305
(B) 交付義務と損害賠償責任	305
(C) 目論見書不実記載の損害賠償義務	307
3 有価証券届出書	309
(1) 意義	309
(2) 届出書（発行会社）の責任	309
(3) 提出会社の役員等の責任	309
(4) 有価証券届出書の流通市場での民事責任	310
4 有価証券報告書等	310
(1) 意義	310
(2) 有価証券報告書の虚偽記載と発行会社の役員、公認会計士・ 監査法人の責任	311
(3) 発行会社の責任	311

(4) 裁判例	312
(A) 2004（平成16）年改正以前の事件	312
(B) 2004（平成16）年改正以後の事件	314
5 公開買付けの開示における不実表示責任	315
第12 市場に対する不正行為	316
1 市場に対する不正行為禁止規定	316
(1) 意義	316
(2) 構成	316
(3) 罰則	316
(4) 市場に対する不正行為	317
2 不正行為の禁止（金商法157条）.....	317
(1) 金融商品取引法157条「雑品入れ」の要件	317
(2) 米国証券取引法との関連	317
(3) 期待される活用	318
(4) 罰則	318
3 風説の流布等の禁止（金商法158条）.....	318
(1) 禁止される行為	318
(2) 罰則	319
4 相場操縦等の禁止（金商法159条）.....	319
(1) 規制の対象	319
(2) 各パターン別の要件	319
(3) 誘引目的	320
(4) 変動させるべき一連の取引	320
(5) 罰則	321
5 課徴金制度	321
6 損害賠償	323
(1) 相場操縦等による損害賠償（金商法159条違反・160条）	323
(2) 不正行為による損害賠償	324
7 証券取引等監視委員会の告発および刑事判決	324
第13 インサイダー取引	324
1 意義	324

2	現行法規制	327
(1)	内部情報に関するインサイダー取引の禁止（金商法166条）	327
(A)	規制対象者	327
(B)	規制対象情報——重要事実	328
(C)	規制対象となる有価証券	330
(D)	重要事実の公表	330
(E)	適用除外	330
(F)	規制違反取引の責任	331
(2)	外部情報に関するインサイダー取引の禁止（金商法167条）	331
(3)	未公表の重要事実の伝達等の禁止（金商法167条の2）	332
(4)	その他の取引規制——上場会社等の役員・主要株主に対する 規制等	332
(A)	役員・主要株主の売買報告書提出義務	332
(B)	役員・主要株主の株式短期売買差益の提供請求	332
(C)	役員・主要株主の空売りの禁止	333
3	日本における裁判の現状	333
4	インサイダー取引に基づく民事責任と被害者救済の課題	335
第4章 各取引類型の概要と問題点		339
第1	序論	340
1	取引対象	340
2	取引の種類と態様	342
(1)	概要	342
(2)	取引の態様	342
(A)	委託売買	342
(B)	仕切り売買	342
(C)	相対売買（店頭売買）	343
3	取引対象と取引の種類との組合せ	343
第2	株式現物取引（狭義）	343
1	株式の取引の種類	343
(1)	現金取引	343

(2) 信用取引	343
(3) 先物取引	344
(4) まとめ	344
2 取引所取引	345
(1) 全国の金融商品取引所	345
(2) 取引所取引の流れ	346
(A) 投資勧誘	346
(B) 委託注文	346
(C) 注文伝票の作成	346
(D) 注文の執行	346
(E) 契約締結時交付書面	346
(F) 約定日と受渡日	347
3 新興市場	347
(1) 東証マザーズ	347
(2) ジャスダック	347
(3) その他	348
4 取引所取引の問題点	348
5 グリーンシート	348
6 クラウドファンディング	349
7 ミニ株	349
(1) 意義	349
(2) 通常の株式取引との異同	349
(3) 注意点	350
8 るいとう（株式累積投資）	350
(1) 意義	350
(2) 通常の株式取引との異同	350
(3) 注意点	350
9 自由化の流れ	351
(1) 場外取引	351
(2) 私的取引所取引（PTS）	351
(3) 立会外取引	351

(4) インターネット取引	352
(5) 手数料自由化	352
10 発行市場	353
11 参考裁判例	353
第3 信用取引	357
1 概要	357
(1) 意義と仕組み	357
(A) 意義	357
(B) 制度信用取引と一般信用取引	358
(C) 信用取引と先物取引	358
(D) 取引の仕組み	358
(E) 対象	359
(F) 取引にかかる費用	359
(G) 信用金利・品貸料・逆日歩	359
(2) 取引の実際	361
(A) 投資勧誘	361
(B) 委託注文	362
(C) 注文伝票の作成	362
(D) 注文の取次ぎ	362
(E) 委託保証金	362
(F) 貸付け	362
(G) 追証	362
(H) 弁済	362
2 委託保証金	363
(1) 必要金額	363
(2) 維持率と追加保証金	363
3 信用取引の問題点	364
(1) ハイリスク	364
(2) 回転売買の温床	364
(3) 代用証券による二重の危険	365
4 参考裁判例	365

第4	投資信託	368
1	はじめに	368
2	主な改正の経過	369
(1)	はじめに(投資信託の関係法令)	369
(2)	1998(平成10)年改正	369
(3)	2000(平成12)年改正	369
(4)	2003(平成15)年証券取引法改正	370
(5)	2004(平成16)年証券取引法改正	370
(6)	2004(平成16)年郵政特例法	370
(7)	2005(平成17)年改正	370
(8)	2005(平成17)年郵政民営化関連法	370
(9)	2006(平成18)年改正	371
(10)	2008(平成20)年改正	371
(11)	2009(平成21)年金融商品取引法改正に伴う内閣府令の改正	371
(12)	2013(平成25)年改正	371
3	投信法の定義と投資信託の分類	371
(1)	投資信託と投資法人	371
(2)	委託者指図型投資信託と委託者非指図型投資信託	372
(3)	内国投信と外国投信	372
(4)	単位型と追加型	373
(5)	公社債投資信託と株式投資信託	373
(6)	主要商品	373
(7)	リスク分類	375
4	委託者指図型投資信託	376
(1)	仕組みの概要	376
(2)	定義	377
(3)	委託会社	377
5	委託者非指図型投資信託	378
(1)	仕組みの概要	378
(2)	委託者指図型投資信託に関する規定の準用	378
6	投資法人	378

(1) 仕組みと定義	378
(2) 導入の経過	379
(3) 投資法人の設立	380
(4) 資産運用等の業務委託	380
(5) 投資主	380
(6) 役員等	381
7 募集・勧誘規制等	381
(1) はじめに	381
(2) 発行開示規制	381
(3) 継続開示規制	382
8 投資信託の販売金融機関と行為規制	383
(1) 金融商品取引業者	383
(2) 登録金融機関	383
(3) 金融商品仲介業	384
(4) 銀行等の金融機関に関する諸規制	384
(A) 預金と非預金商品との誤認防止の説明義務	384
(B) 社内規則等	385
9 投資信託における問題点	385
(1) 急激に変化してきた投資信託	385
(2) 問題の所在	386
10 裁判例の概要	387
(1) 参考裁判例	387
(2) 若干の検討	389
(A) 争点は勧誘の違法性	389
(B) 利回保証型	389
(C) 適合性原則違反	390
(D) 無断売買	391
(E) 危険連絡義務違反など	392
(F) 説明義務違反	392
(G) 過当取引、無意味な反復売買、乗換売買	396
第5 公社債（債券）	398

1 公社債の意義	398
2 社債の発行から償還までのプロセス	399
(1) 社債の発行	399
(A) 発行における関係者	399
(B) 公募発行	400
(C) 発行価格の決定	400
(D) 発行条件の決定	400
(2) 販売・勧誘	400
(3) 流通市場	400
(4) 社債管理者の権限と義務	401
3 種類	401
(1) 発行体と発行内容による分類	401
(A) 公共債	401
(B) 民間社債	401
(C) 金融債	402
(D) 仕組債	402
(E) 外国債	402
(2) 利払方式による分類	403
(A) 利付債	403
(B) 割引債	403
(3) 公募債と私募債	403
(A) 公募債	403
(B) 私募債	404
4 公社債のリスク	404
(1) 信用リスク	404
(2) 価格変動リスク	405
(3) 為替リスク	405
(4) 中途償還リスク	405
(5) 流動性リスク	405
5 格付け (credit rating)	405
(1) 信用格付けの意味と機能	405

(2) 格付けの歴史	406
(3) 格付機関	406
(4) 格付記号	407
(5) 依頼格付けと非依頼（勝手）格付け	407
(6) ジャンク債（ハイイールド債）	408
(7) 格付けの問題点	408
6 勧誘・販売の違法性	409
(1) 適合性の原則（金商法40条1号）	409
(2) 説明義務	409
(A) 概要	409
(B) 信用リスクと説明義務	409
(3) 断定的判断の提供	411
(4) 説明義務違反・断定的判断の提供と損害推定	411
7 裁判例	412
(1) オリンピックススポーツ転換社債	412
(2) ペレグリン社債	413
(3) マイカル債	413
(A) 概要	413
(B) 判決	414
(4) アルゼンチン債	415
第6 デリバティブ取引	416
1 金融商品とデリバティブ取引	416
2 デリバティブ取引の意義と取引形態	417
(1) 概説	417
(2) デリバティブ取引の社会的意義と目的	417
(3) デリバティブ取引の基本形態	418
(A) 先渡取引	418
(B) 先物取引	418
(C) スワップ取引	418
(D) オプション取引	419
(4) オプション取引	419

(A) オプションの種類とオプション取引の種類	419
(B) プレミアム	419
(C) 取引手法	420
(D) オプション取引のリターンとリスク	420
(E) ブラック・ショールズ公式	421
(F) モンテカルロシミュレーション	421
(5) デリバティブ取引の特徴	422
(A) 把握・管理が難しい	422
(B) レバレッジ効果	422
3 金融商品取引法規定のデリバティブ取引の意義	422
(1) 種類と定義	422
(2) デリバティブ取引の原資産——「金融商品」	423
(A) 金融商品概念の位置づけ	423
(B) 金融商品概念の意義	423
(3) デリバティブ取引の参照指標——「金融指標」	424
(4) デリバティブ取引の分類	425
(5) 市場デリバティブ取引の概要	426
(6) 市場デリバティブ取引の具体例	426
(A) 先物取引	426
(B) 市場オプション取引	427
(7) 店頭デリバティブ取引の概要	427
(8) 店頭デリバティブ取引の具体例	428
(A) 金融商品先渡し取引の例	428
(B) 金融商品店頭オプション取引の例	428
(C) 金利等スワップ取引の例	428
(9) 外国市場デリバティブ取引	428
4 デリバティブ取引の業規制	429
(1) 業の登録	429
(2) 外務員登録	429
5 デリバティブ取引の行為規制	429
(1) 金融商品取引法の規制	429

(A) 取引態様明示義務（金商法37条の2）	430
(B) 契約締結前書面交付義務（金商法37条の3）	430
(C) 契約締結時書面交付義務（金商法37条の4）	430
(D) 不招請の勧誘禁止等（金商法38条4号～6号）	430
(E) 適合性原則（金商法40条1号）	431
(F) 説明義務（金商法38条8号、金商業等府令117条1項1号）	431
6 デリバティブ取引の違法勧誘	435
(1) デリバティブ取引と適合性原則違反	435
(2) デリバティブ取引と説明義務	435
(3) デリバティブ取引とその他の違法行為	435
7 有価証券デリバティブ取引の裁判例等	436
(1) 概要	436
(2) 有価証券オプション取引に関する裁判例	436
(A) 概要	436
(B) 日経平均オプション取引の裁判例	437
(3) 金利スワップ取引に関する裁判例	442
(4) 為替デリバティブ取引に関する裁判例等	444
(A) 被害の実情	444
(B) 為替デリバティブ取引の金融ADRによる解決	445
(C) 為替デリバティブ取引の裁判例	446
第7 仕組商品（仕組債、仕組預金、ノックイン投信 など）	451
1 商品の種類と構造	451
(1) 概要	451
(2) 仕組債	453
(A) 概要	453
(B) 分類ごとの解説	454
(3) 仕組預金	461
(4) ノックイン型投資信託	462
(5) 指定金銭信託契約（金利スワップ型）	463
2 仕組商品と組み込まれているデリバティブ取引との相違点	463

3 仕組商品被害の実情	464
(1) 概要	464
(2) 第1次仕組商品被害	464
(3) 第2次仕組商品被害	465
(A) 概要	465
(B) 分類	466
(C) 普通型仕組債	468
(D) 倍率型仕組債	468
(E) 長期型仕組債	468
(F) 仕組預金、ノックイン型投資信託、指定金銭信託	469
(4) 第1次被害と第2次被害の比較	470
(A) 取引態様の違い	470
(B) 商品特性の違い	470
4 仕組商品の法規制	471
(1) 規制の経緯	471
(2) 制度変更	472
(3) 自主規制等の評価	475
5 仕組商品の問題点と民事責任	476
(1) 仕組商品の分析	476
(2) 仕組商品の問題点	477
(A) リスクに見合ったリターンが得られないこと	477
(B) リスクを意識しにくいように作られていること（限定合理性利用）	478
(C) 保険と比較した問題点	479
(D) リスクの程度	479
(E) 購入の判断過程	480
(3) 仕組責任	481
(4) 販売勧誘責任	481
6 仕組商品の裁判例	483
(1) 第1次仕組商品被害に関する裁判例	483
(A) 概要	483

(B) E B	483
(C) 日経平均リンク債	485
(2) 第2次仕組商品被害に関する裁判例	486
(A) 概要	486
(B) 普通型仕組債	487
(C) 倍率型仕組債	489
(D) 長期型仕組債	493
(E) ノックイン投信	496
7 仕組商品問題に関する世界の動向	502
(1) 概要	502
(2) 米国 NASD (現 FINRA) の自主規制	503
(3) 米国 SEC の対応	504
第8 外国証券	507
1 はじめに	507
2 種類	507
(1) 外国株式	508
(2) 外国債券 (いわゆる外債)	508
(A) 意義	508
(B) 通貨による分類	508
(C) 発行体による分類	509
(D) 払込価格や利子による分類	509
(E) 株式の性格を合わせもつ債券	510
(F) デリバティブを使った仕組債	510
(3) 外国投資信託証券	510
(4) 外国新株引受権証券 (外貨建ワラント)	511
3 取引方法	511
(1) 取引の種類	511
(A) 国内委託取引	511
(B) 外国取引 (海外委託取引)	512
(C) 国内店頭取引	512
(D) 公募	512

(2) 各取引の相違点	512
(A) ディスクロージャー	512
(B) 取引通貨	512
(C) 価格形成	513
4 取引規制	513
(1) 外国証券取引口座約款の交付	513
(2) 適合性原則	513
(3) ディスクロージャー制度	514
(A) 制度の適用のある証券	514
(B) 制度の適用のない外国証券の取引	514
(4) 取引対象証券の制限	514
(5) 国内店頭取引価格の公正確保	515
(6) 社内規則の制定	515
(7) 資料の提供等	515
5 証券の保管等	516
6 外国証券取引の注意点	516
(1) 外国証券特有のリスク	516
(A) 為替リスク	516
(B) カントリーリスク	516
(C) 情報不足（情報リスク）	516
(D) 紛争コスト（発行者が海外である点）	517
7 外国金融機関との直接取引	517
(1) インターネットでのクロスボーダー取引	517
(2) わが国での規制	518
8 裁判例（適合性または説明義務違反が認められたもの）	519
(1) 外国株式	519
(2) 外国債権（外債）	520
(3) 外国投資信託	520
第9 集団投資スキーム	520
1 はじめに	520
(1) 規制の必要性	520

(2) 規制についての基本的な考え方	521
(3) 2014（平成26）年金融商品取引法改正	522
2 規制の概要	523
(1) 規制対象	523
(A) 定義	523
(B) 要件	523
(C) 除外事由	524
(2) 各集団投資スキームの分類と規制内容	526
(A) 投資型ファンド	526
(B) 事業型ファンド	526
(C) 商品ファンド	528
3 集団投資スキームの勧誘規制	529
(1) 業規制	529
(A) 参入規制	529
(B) その他の業規制	529
(2) 行為規制	530
4 集団投資スキームの運用規制	531
(1) 業規制	531
(2) 行為規制	531
(A) 権利者に対する義務——忠実義務・善管注意義務	531
(B) 禁止行為	532
(C) 運用権限の委託	535
(D) 分別管理	535
(E) 金銭または有価証券の預託の禁止	538
(F) 金銭または有価証券の貸付けの禁止	538
(G) 運用報告書の交付	539
(H) 信託業法の適用除外	539
(I) 義務違反の制裁・効果	539
(J) 行為規制の例外	539
(K) 2種類以上の種別の業務を行う場合の禁止行為	539
5 集団投資スキームの開示制度	540

第10	特定預金	542
1	はじめに	542
2	特定預金とは	542
3	特定預金の具体例と注意点	543
4	取引規制	544
(1)	適合性原則（金商法40条1号）	544
(2)	説明義務（金商法38条8号）	544
(3)	広告等の規制（金商法37条）	544
(A)	表示方法	544
(B)	表示事項	545
(C)	誇大広告してはならない事項	545
(4)	契約締結前の書面交付義務（金商法37条の3）	545
(A)	記載事項	545
(B)	適用除外	546
(5)	契約締結時の書面交付義務（金商法37条の4）	547
(6)	禁止行為等	547
(A)	禁止規定の適用除外	547
(B)	銀行業務の禁止行為	547
(C)	特定預金等に固有の禁止行為	548
5	金融商品販売法に基づく損害賠償義務	548
6	「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」を踏まえた監督指針改正・ガイドライン制定	549
(1)	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の改正	549
(2)	「デリバティブを内包する預金に関するガイドライン」の制定	550
第11	特定保険	551
1	はじめに	551
2	特定保険契約とは	552
3	取引規制	552
(1)	適合性原則（金商法40条1号）	552
(2)	説明義務（金商法38条8号）	552

(3) 広告等の規制（金商法37条）	553
(A) 表示方法	553
(B) 表示事項	553
(C) 誇大広告してはならない事項	554
(4) 契約締結前の書面交付義務（金商法37条の3）	554
(5) 契約締結時の書面交付義務（金商法37条の4）	555
(6) 禁止行為等	555
(A) 不招請勧誘の禁止、勧誘受託意思確認義務、再勧誘の禁止	555
(B) その他の禁止行為	556
4 金融商品販売法に基づく損害賠償義務	556
5 銀行窓口における保険商品の販売	557
6 クーリング・オフおよび特定早期解約制度	557
(1) クーリング・オフ	557
(2) 特定早期解約制度	558
7 変額保険、融資一体型変額保険に関する裁判例	559
(1) 変額保険	559
(2) 融資一体型変額保険	559
(3) 裁判例	560
第12 ネット取引	562
1 ネット取引参加者	562
2 ネット取引の基本的技法	563
3 自己責任	564
4 ネット専業か大手か	564
5 操作ミスの問題点と電子消費者契約法	564
6 システム障害	565
7 情報や送金のタイムラグ	566
8 依然として残る情報格差	566
9 ロスカットをめぐる問題	567
(1) 顧客によるロスカット	567
(2) 業者によるロスカット	567
10 トレール注文の問題点	568

11 株式のネット取引についての裁判例	568
12 FXのネット取引についての裁判例	569
第13 その他（未公開株）	572
1 未公開株商法等	572
(1) 被害の概要	572
(2) 被害回復のための法律構成	572
(3) 金融商品取引法違反と民事効	574
(4) 裁判例	574
2 ニッパチ商法	574
(1) 被害の概要	574
(2) 違法性	575
第5章 相談から訴訟まで（証券事件を中心に）	577
第1 はじめに	578
第2 相談から提訴前の交渉	578
1 相談を受ける場合の留意点	578
(1) 基本的立場	578
(2) 最終的な相談相手としての責任	579
(3) 相談に入ったら	579
(A) 取引内容自体の理解	579
(B) 取引を終了させるべきか否か	580
(C) 労を惜しんではならない	581
(D) 事案の冷静な検討を先行させること	581
(E) 段階的な受任の選択も	582
2 証拠資料の収集・判断	582
(1) 相談者の記憶だけに頼らない	582
(2) 資料収集の範囲	583
3 取引経過を分析し法的問題点を把握する	584
4 提訴前の手続	585
(1) 示談交渉	585
(2) 調停	585

(3) 証券・金融商品のあっせん相談センター（FINMAC）の あっせん	585
(4) 弁護士会のあっせん	586
(5) 証拠保全	586
(6) 日本投資者保護基金への補償請求	587
第3 金融 ADR	587
1 金融 ADR	587
2 金融 ADR 法	588
(1) はじめに	588
(2) 指定紛争解決機関	588
(3) 指定紛争解決機関と業者の関係	589
(4) 利用者の申立て	589
(5) 紛争解決手続	589
(6) 特別調停案	590
(7) 時効中断効	590
(8) 訴訟手続の中止	590
(9) その他	590
(10) 弁護士会の金融 ADR	590
(11) 認定投資家保護制度との関係	591
3 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）	591
(1) はじめに	591
(2) 取扱業務	591
(3) 事務運用	591
(4) 運用実績	592
4 全国銀行協会相談室・あっせん委員会	592
(1) 概要	592
(2) 実施状況	592
第4 提訴および訴訟追行上の留意点	592
1 提訴にあたっての留意点	592
(1) 提訴の判断	592
(A) 多大な労力を要する点と裁判例等の現状	592

(B) 最終的決断は本人に下してもらおう	593
(2) 訴状作成のときの留意点	593
2 証券訴訟の実際	595
(1) 文書提出命令等	595
(2) 被害者による立証	595
(3) 証券会社等の社員に対する反対尋問	596
(4) その他	596
第5 判例検索	597
1 全国証券問題研究会のホームページによる判例検索	597
(1) ホームページの紹介	597
(2) データベースの内容	597
(3) 検索の方法	597
2 裁判所の裁判例検索	598
第6章 米国証券取引被害救済法の概要	601
第1 米国証券取引（被害救済）法	602
1 はじめに	602
2 法源	603
3 救済機関	603
4 米国証券取引法の調べ方	604
5 被害救済のノウハウ	606
第2 被害救済法理	608
1 はじめに	608
2 看板理論	609
3 適合性原則	610
(1) 法理	610
(2) 代表的規則	610
(3) 判例と仲裁	611
4 過当取引（チャーニング）	611
(1) 法理	611
(2) 口座支配性	611

(3) 取引過度性	612
(A) 年次売買回転率	612
(B) 短期保有（短期売買）	613
(C) 手数料化率	614
(4) 悪意性	614
5 制裁的慰謝料	615
6 SEC の情報公開	615
第7章 英国金融商品取引被害救済法の概要	617
第1 金融サービス規制	618
1 規制の概要	618
2 金融サービス市場法	618
3 2012年金融サービス法	619
4 規制の枠組み	621
第2 適合性原則	622
1 概要	622
2 MiFID 規制	622
3 COBS 規制	623
4 適用対象事業者と商品	624
5 手続的適正	624
6 収集が必要な顧客情報	625
(1) 知識・経験	626
(2) 投資意向・目的	626
(3) 財政状況	627
7 確認義務・改訂義務	628
8 取引の受託	629
(1) 適切性	629
(2) 適合性	629
(3) 頻繁売買、乗換え	629
9 適合性関連記録の保存	630
第3 開示・情報提供	631

1	提供方法	631
2	隔地者間販売	632
3	開示内容	632
(1)	事業者	632
(2)	提供サービス	632
(3)	顧客の資金および投資管理	633
(4)	コストおよび関連費用	634
4	開示の時期	635
5	開示媒体	635
6	過去の実績情報の提供	635
(1)	パッケージ商品情報	636
(2)	過去の実績のシミュレーション	636
7	将来の実績	637
第4 不招請勧誘の禁止		637
1	原則	637
2	適用除外	638
資料編		
資料1	金融商品取引に関する主な法令	639
資料2	自主規制機関・金融商品取引業協会	639
資料3	取引所	644
資料4	国際機関・証券監督者国際機構 (IOSCO)	644
資料5	裁判例	645
資料6	行政による監督	645
資料7	金融サービス法制に関する日本弁護士連合会の主な意見書	646
資料8	金融商品取引主要裁判例 (証券取引関係)	648
事項索引		670
六訂版あとがき		673
●執筆者一覧●		674